

令和 8 年 9 月

高知県議会定例会議案説明書

(条例その他)

令和 8 年 9 月 高知県議会定例会議案説明書目録

○ 説 明

○高知県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例議案説明……………	1
○知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案 説明……………	1
○高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正す る条例議案説明……………	1
○高知県環境不動産の建築の促進に関する条例の一部を改正する条例議案説 明……………	2
○高知県が当事者である調停における和解の合意に関する議案説明……………	2
○権利の放棄に関する議案説明……………	3
○県有財産（教学機器）の取得に関する議案説明……………	3
○こうち動物愛護センター（仮称）建築主体工事請負契約の締結に関する議 案説明……………	3
○令和 7 年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案説明……………	4
○令和 7 年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議 案説明……………	4

○ 要綱及び新旧対照表

○高知県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例議案要綱……………	5
○知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案 新旧対照表……………	6
○高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正す る条例議案新旧対照表……………	8
○高知県環境不動産の建築の促進に関する条例の一部を改正する条例議案新 旧対照表……………	9

説

明

高知県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例議案説明

この条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正を考慮し、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めようとするものである。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）が一部改正されたこと及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）の施行により地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）が一部改正されたことに伴い、同法及び同令の引用規定の整理をしようとするものである。

高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第25号）の施行により医療法施行令（昭和23年政令第326号）が一部改正されたことに伴い、同令の引用規定の整理をしようとするものである。

高知県環境不動産の建築の促進に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、環境不動産の建築の促進を図るため、高知県環境不動産の建築の促進に関する条例の有効期限を5年間延長するとともに、条例の失効の日以前に知事の認定を受けた環境不動産について、当該環境不動産の取得に対して課する不動産取得税を免除することができるよう必要な改正をしようとするものである。

高知県が当事者である調停における和解の合意に関する議案説明

平成29年4月11日にエスイー ヴィクトリー コーポレーションが所有する貨物船シアラ エンタープライズ号が県が設置している表層型鋼製浮魚礁土佐黒潮牧場八号に接触し、係留環、マスト部、GPS機器、太陽光パネル、情報伝送機器等に損傷を与えたことに伴い、同社に対して事故調査費、応急修繕費、浮体再設置工事費等に係る損害賠償金及び弁護士費用を請求したものの支払がされないため、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国所在のロンドン海事仲裁人協会による手続にのっとり、同協会に対して仲裁を申し立てていたところ、同社から調停の提案があり、当該調停の場において同社から提示された和解金額案について検討した結果、当該案は妥当なものであると認められるので、これに合意することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、県議会の議決を求めるものである。

権利の放棄に関する議案説明

委託契約に基づく違約金及び賠償金に係る債権の回収が不能であるため、当該債権を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、県議会の議決を求めるものである。

県有財産（教学機器）の取得に関する議案説明

高知県立室戸高等学校ほか45校及び高知県教育委員会事務局に配置する教学機器を予定金額862,468,200円で、高知市比島町二丁目4番33号四国通建・エレパ共同企業体から買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

こうち動物愛護センター（仮称）建築主体工事請負契約の締結に関する議案説明

こうち動物愛護センター（仮称）建築主体工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるものである。

令和 7 年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案説明

令和 7 年度高知県電気事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 2 項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

令和 7 年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案 説明

令和 7 年度高知県工業用水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 2 項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

要 綱 及 び 新 旧 対 照 表

高知県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例議案要綱

1 条例制定の目的

この条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正を考慮し、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めようとするものである。

2 主要な内容

- （1） 一時保護委託者の登録等に関する基準については、基準府令で定める基準の例によるものとする。 （第3条）
- （2） 次に掲げる事項については、県独自の基準として定めること。
 - ア 非常災害対策（第4条）
 - イ 県内産農林水産物等の使用（第5条）
 - ウ 暴力団の排除（第6条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧	対	照	表
新	旧		旧	

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。次条において「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに
関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任を免れさせる額）

第2条 知事等の県に対する損害を賠償する責任については、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

（1） 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下この条において同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア～エ 略

（2） 地方警務官 地方自治法施行令第173条の5第1項第2号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。次条において「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに
関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任を免れさせる額）

第2条 知事等の県に対する損害を賠償する責任については、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

（1） 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下この条において同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア～エ 略

（2） 地方警務官 地方自治法施行令第173条の4第1項第2号

に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額
ア・イ 略

に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額
ア・イ 略

新	旧	対	照	表
新				旧
高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例 (抜粋)			高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例 (抜粋)	
(病院及び療養病床を有する診療所の施設及び構造設備の基準)			(病院及び療養病床を有する診療所の施設及び構造設備の基準)	
第7条 法第21条第1項第12号の条例で定める病院の施設は次の各号に掲げる施設(第2号から第4号までに掲げる施設にあっては、療養病床を有する病院に限る。)とし、同項の規定により当該施設が有しなければならない構造設備は当該各号に定めるとおりとする。			第7条 法第21条第1項第12号の条例で定める病院の施設は次の各号に掲げる施設(第2号から第4号までに掲げる施設にあっては、療養病床を有する病院に限る。)とし、同項の規定により当該施設が有しなければならない構造設備は当該各号に定めるとおりとする。	
(1) 消毒施設及び洗濯施設(法第15条の3第2項の規定により医療法施行令(昭和23年政令第326号) <u>第4条の8第1号又は第6号</u> に掲げる業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。) 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものであること。			(1) 消毒施設及び洗濯施設(法第15条の3第2項の規定により医療法施行令(昭和23年政令第326号) <u>第4条の7第1号又は第6号</u> に掲げる業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。) 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものであること。	
(2)～(4) 略			(2)～(4) 略	
2 略			2 略	

新	旧	対	照	表
新			旧	
高知県環境不動産の建築の促進に関する条例（抜粋）			高知県環境不動産の建築の促進に関する条例（抜粋）	
（環境不動産の認定等）			（環境不動産の認定等）	
第10条 知事は、建築物の新築等をした者の申請に基づき、当該建築物を環境不動産として認定することができる。			第10条 知事は、建築物の新築等をした者の申請に基づき、当該建築物を環境不動産として認定することができる。	
2 略			2 略	
（不動産取得税の課税免除）			（不動産取得税の課税免除）	
第12条 第10条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物のうち、知事が定める要件を満たした環境不動産については、当該環境不動産の取得に対して課する不動産取得税を免除する。			第12条 第10条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物のうち、知事が定める要件を満たした環境不動産については、当該環境不動産の取得に対して課する不動産取得税を免除する。	
2 略			2 略	
附 則			附 則	
（施行期日）			（施行期日）	
1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。			1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。	
（この条例の失効）			（この条例の失効）	
2 この条例は、 <u>令和15年3月31日</u> 限り、その効力を失う。			2 この条例は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	
<u>（経過措置）</u>				
3 <u>前項の規定によるこの条例の失効の日（以下この項において「失効日」という。）以前において第10条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物については、第12条の規定は、失効日後も、なおその効力を有する。</u>				